

2021年7月16日

各位

株式会社 LIBELLA

消費者庁からの業務停止命令に対する 取消訴訟の提起及び執行停止の申立について

当社は、本日、消費者庁より、通信販売（他の販売業者等と連携共同して行うものを含む。）に関する商品の販売条件について広告を行う業務等の停止を命ぜられました。

当社は、広告代理店であり、通信販売業を営む事業者から委託を受けて広告を行っておりましたが、本命令により、広告業務等を停止することとなります。

しかしながら、当社は、通信販売事業者を対象とする特定商取引法が広告代理店である当社に適用された点につき承服しがたく、本件業務停止命令に対する取消訴訟の提起及び執行停止の申立を速やかに行うことといたしました。

なお、当社は、本件業務停止命令に対する取消訴訟等の結果のいかんにかかわらず、コンプライアンスの遵守に努めて参ります。

お客様やお取引先様におかれましては、引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上